

東松島市復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第2回）	平成24年7月30日（月）14：50～15：45
	前回（第1回）	平成24年5月22日（火）14：30～15：20
場 所	宮城県庁9階 第1会議室	
復興整備事業	市街地開発事業 野蒜北部丘陵地区土地区画整理事業 東矢本駅北地区土地区画整理事業	
	集団移転促進事業 東松島市防災集団移転促進事業（野蒜北部丘陵地区） 東松島市防災集団移転促進事業（東矢本駅北地区） 東松島市防災集団移転促進事業（矢本西地区） 東松島市防災集団移転促進事業（牛網地区） 東松島市防災集団移転促進事業（月浜地区） 東松島市防災集団移転促進事業（大浜地区） 東松島市防災集団移転促進事業（室浜地区）	
	その他施設の整備に関する事業 東松島市災害公営住宅整備事業（野蒜北部丘陵地区） 東松島市災害公営住宅整備事業（東矢本駅北地区） 東松島市災害公営住宅整備事業（矢本西地区） 東松島市災害公営住宅整備事業（月浜地区） 東松島市災害公営住宅整備事業（大浜地区） 東松島市災害公営住宅整備事業（室浜地区）	
	復興政策部長 古山 守夫 移転対策部長 内海 茂之 復興政策部復興都市計画課長 小林 典明 復興政策部復興都市計画課都市整備班長 五野井 盛夫 復興政策部復興都市計画課都市整備班技術主幹 福島 正博 復興政策部復興都市計画課都市整備班技術主幹 松本 範之	
	復興局主任専門調査官 佐藤 達也 宮城復興局主査 児玉 昌也	
	都構局都市安全課（東北地方整備局建政部都市調整官） 脇坂 隆一 東北地方整備局建政部計画・建設産業課計画調整第一係長 及川 斎弘	
	東北農政局農村計画部農村振興課長 清水 一教 東北農政局農村計画部農村振興課農村復興指導官 後藤 幸雄	
	土木部都市計画課長 櫻井 雅之 土木部復興まちづくり推進室室長補佐（総括担当） 佐々木 康栄 土木部参事兼建築宅地課長 佐伯 正博	
	土木部復興住宅整備室技術補佐（総括担当） 千葉 博之	
	宮城県	

	農林水産部農業振興課副参事兼課長補佐（総括担当） 松野 公行
	農林水産部林業振興課技術補佐 小野 泰道
	震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐（総括担当） 田村 賢治

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

東松島市復興整備協議会規約第7条により、東松島市長代理人の古山復興政策部長が議長となる。

(東松島市復興政策部長 古山)

東松島市復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市復興政策部復興都市計画課長 小林)

様式第2により説明。

(東松島市復興政策部長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(東松島市復興政策部長 古山)

今回の東松島市復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、都市計画決定及び変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、都市計画決定及び変更について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市復興政策部復興都市計画課長 小林)

都市計画決定及び変更について説明。

(東松島市復興政策部長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、県都市計画課から補足することはございませんか。

(宮城県土木部都市計画課長)

都市計画決定及び変更について補足説明。

(東松島市復興政策部長 古山)

只今の説明について、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(東松島市復興政策部長 古山)

今回の東松島市復興整備計画では東日本大震災復興特別区域法第53条の規定に基づき、集団移転促進事業計画の策定に関する特例措置を適用することとしておりますが、集団移転促進事業計画について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市復興政策部復興都市計画課長 小林)

東松島市防災集団促進事業計画書（案）について説明

(東松島市復興政策部長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、県建築宅地課から補足することはございませんか。

(宮城県土木部建築宅地課長)

特にありません。

(東松島市復興政策部長 古山)

只今の説明について、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(東松島市復興政策部長 古山)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得ることとなっておりますが、国土交通省都市安全課の脇坂様、いかがでしょうか。

(都市局都市安全課 脇坂)

今回の東松島市防災集団移転促進事業計画につきましては、異存ありません。

(東松島市復興政策部長 古山)

では、この事項につきましては、国土交通大臣のご同意を頂いたものと致します。

(東松島市復興政策部長 古山)

今回の東松島市復興整備計画では東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項、第5条第1項の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市復興政策部復興都市計画課長 小林)

様式第8により説明

(東松島市復興政策部長 古山)

只今の説明について、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(東松島市復興政策部長 古山)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水様、いかがでしょうか。

(東北農政局 清水)

今回の東松島市復興整備計画に記載された土地利用方針については異存ありません。

(東松島市復興政策部長 古山)

では、この事項につきましては、農林水産大臣のご同意を頂いたものと致します。

以上で議事を終了致します。

3 閉会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐）

○協議結果

- ・市街地開発事業（2地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく都市計画決定・変更について協議会で了承された。
- ・集団移転促進事業（7地区）について、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項に基づく国土交通大臣の同意を得た。
- ・市街地開発事業「東矢本駅北地区土地区画整理事業」及び集団移転促進事業（6地区）、災害公営住宅整備事業（5地区）の区域にかかる土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。